

問Ⅰ-3-⑨（一般法人が公益認定の申請を行う場合の定款審査）

新規に設立した一般社団・財団法人が公益認定を受けようとする場合、定款の内容が「留意事項」に沿ったものである必要はありますか。

答

1 特例民法法人が移行認定又は移行認可を受けるためには、その定款の変更の案の内容が、一般社団・財団法人法等の規定に適合するものであることが必要とされています（整備法第100条第1号、第117条第1号）。

これは、新制度に移行する旧民法34条法人（特例民法法人）に対し、旧制度から大きく変革した新制度の趣旨を徹底させるため、移行に際しては、その定款の内容を行政庁が審査することにより、移行に伴う定款変更等の手続の確実性及びその内容の明確性を確保するとともに、移行に伴う紛争及び不正行為を防止することを図ったものと考えられます。「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（「留意事項」）は、そのような整備法の趣旨を踏まえて作成されることとされたものです。

2 このように、「留意事項」は、特例民法法人が新制度上の法人に移行する際に特に留意すべき事項を取り上げたものですが、「留意事項」で取り上げられたものの中には、移行に限らず、新制度に基づいて設立される通常の一般社団法人もしくは一般財団法人又は公益社団法人もしくは公益財団法人の組織、運営及び管理についても同様に当てはまる事項が含まれています。

3 そのため、新規に設立された通常の一般社団法人又は一般財団法人が公益認定の申請をする場合においても、「留意事項」に示された考え方及び内容が当てはまるときは、「留意事項」と同様の考え方及び内容に基づいて審査を行うことになると考えられます（注）。

（注）公益法人認定法上、一般社団法人又は一般財団法人は、その定款の内容が法令等に違反しているものであるときは、公益認定を受けることができないこととされています（同法第6条第3号）。

（参照条文）

公益法人認定法第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一・二 （略）

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反しているもの

四～六 （略）

整備法第 100 条 行政庁は、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人（以下この款及び第百三十三条第二項において「認定申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。

一 第百三条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。

二 （略）

整備法第 117 条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

一 第百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。

二 （略）